

習志野市 パートナーシップ ファミリーシップ制度

ガイドブック



はじめに

習志野市では、家族のあり方が変化している状況を捉えた中で、地域における多様性と暮らしやすさの保障につなげる制度として、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を令和4年6月に開始いたしました。

この制度は、相互の協力により継続的かつ家族的な共同生活を送りたいと願う誰もが、安心して暮らすことのできる環境を整備することを目的としています。

本制度に法的効力はありませんが、市としては、制度の導入により、多様な生き方が尊重されるまちづくりを具現化したいと考えています。

市民や事業者の皆様におかれましては、本制度の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

目次

パートナーシップ・ファミリーシップとは	2
宣言をすることができる方	3
宣言をすることができない関係	4
宣言の流れ	5
本人確認書類	8
届出に必要な書類	9
交付書類	10
証明書の交付・宣言証の再交付・変更・返還	11
都市間連携について	14
よくある質問	17

パートナーシップとは

同居し、共同生活においてお互いを人生のパートナーとし、家族として対等な立場で、責任をもって協力すると約束したお二人の関係をいいます。

ファミリーシップとは

パートナーシップにあるお二人および同居する未成年の子（実子または養子）が家族として生活する関係をいいます。

この制度は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣言を受け、習志野市が「パートナー宣言証」を発行するものです。

宣言をすることができる方

次のすべての要件に該当する人が宣言することができます。

①民法第 4 条に規定する成年(18 歳)に達していること。

②次のいずれかに該当すること

ア 習志野市にお住まいで、住民基本台帳に記録されていること。

イ 宣言をしようとする日から3か月以内に習志野市に転入を予定していること。

③宣言しようとするお二人の住所が同じであること。またはパートナーのお一人と同じ住所に転入を予定していること。

④配偶者がいないこと。

⑤宣言をしようとしているパートナー以外の人とパートナーシップ・ファミリーシップ関係にないこと。

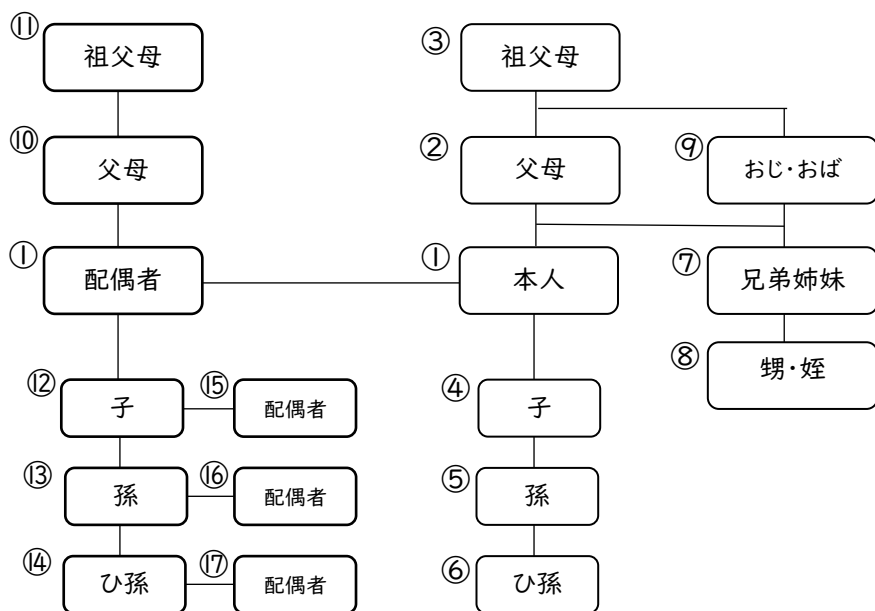
⑥宣言しようとする人同士が近親者でないこと。

※ 4 ページ【パートナーシップ宣言をすることができない関係】参照。

⑦ファミリーシップ宣言をしようとする人は未成年の子と同居していること。

宣言をすることができない関係

ここに該当する関係性の人とは、パートナーシップ宣言をすることができません。



②～⑥ 直系血族
⑦～⑨ 三親等内の傍系血族
⑩～⑰ 直系姻族

宣言の流れ

1. 書類の準備

・事前に必要書類の準備をお願いします。

※9ページ届出に必要な書類をご参照ください。

習志野市パートナーシップ及びファミリーシップ宣言書
(第1号様式)は、来庁時に窓口でお渡しいたします。

2. 予約する

【予約方法】宣言希望日の1週間前までに、FAX または市ホームページ内ちば電子申請サービスで予約をしてください。(24 時間受付)

※宣言日は第3 希望までご記入をお願いします。

・個室での手続きを希望する場合は、予約時にその旨をお知らせください。

【担当課】多様性社会推進課

住所：習志野市鷺沼2丁目1番1号 市庁舎4階

FAX 番号：047-453-5578

宣言の手続きは年末年始、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までです。



こちらから予約できます。

3. 宣言日当日について

- ・必ず宣言しようとするお二人でお越しください。
- ・必要書類と本人確認書類をご持参ください。
- ・習志野市パートナーシップ及びファミリーシップ宣言書(第 1 号様式)を職員の面前で記入し、必要書類と併せて提出してください。
- ・ファミリーシップ宣言をしようとする人で、15歳以上の未成年のお子さまがいる場合はお子さまご本人の署名が必要となります。

※宣言日当日にお子さまの来庁ができない場合は事前にご相談ください。

4. 書類の確認

- ・当日の手続きはこれで終了です。
- 提出いただいた書類を確認します。確認には 1 週間ほどお時間がかかります。

5. パートナー宣言証の交付

- ・内容に漏れや不備がないことを確認後、パートナー宣言証（第2号様式）を交付いたします。

即日交付はできません。

交付の準備が整いましたらご連絡いたします。

- ・窓口での交付の場合、宣言者どちらかお一人の来庁での受け取りが可能です。来庁する方の本人確認のできる書類をご持参ください。

※8 ページ 本人確認書類をご参照ください。

- ・郵送での交付を希望する場合はご相談ください。

本人確認書類

氏名、住所、生年月日の確認ができるもので、有効期限内の下記のいずれかをご提示ください。

- ・マイナンバーカード(顔写真が入っているもの)
- ・パスポート
- ・運転免許証
- ・官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書(顔写真が入っているもの)
- ・在留カードまたは特別永住者証明書
- ・学生証(顔写真が入っているもの)

※この中に該当するものをお持ちでない場合は多様性社会推進課までご相談ください。

届出に必要な書類

パートナーシップ宣言をしようとする人は以下の書類をご準備のうえ、習志野市パートナーシップ及びファミリーシップ宣言書（第Ⅰ号様式）とともにご提出ください。

①住民票の写し

宣言しようとする日の３か月以内に発行されたもの

※住民票の内容を市が確認することについて同意された場合は不要です。

②戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書その他現に婚姻していないことを証明する書類（宣言しようとする日の３か月以内に発行されたもの）

③本人確認ができる書類

※８ページ 本人確認書類 のうちいずれか一つ

④通称名での宣言を希望する場合は、日常的に使用している通称名が確認できる書類（郵便物、社員証など）

⑤お子さんがパートナーのお一人もしくはお二人の子であることを証明する書類（ファミリーシップ宣言を希望する場合の方のみ）

※外国籍の方は要件具備証明書（日本語訳文）等が必要となります。詳しくはご相談ください。

交付書類

パートナー宣言証(第2号様式)

(交付番号) 第 ○○-○○-○○ 号 **見本** (交付日) ○年 ○月 ○日

パートナー宣言証

以下の者について、習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱に基づき宣言したことを証明します。 宣言日 ○年 ○月 ○日

本人 鷺 沼 茜 パートナー 袖ヶ浦 香 澄

○年 ○月 ○日生 ○年 ○月 ○日生

住所 千葉県習志野市鷺沼2-1-1

見本

互いを人生のパートナーとして共に暮らし生活を育んでいくことを宣言した本市の市民に対し必要なサービスを提供されるよう御理解と御協力をお願いします。

千葉県 習志野市長

あしたのハーモニーが響くまち 習志野市

戸籍上の氏名

本人 <u>鷺 沼 みのり</u>	パートナー <u>裏面に同じ</u>
-------------------	--------------------

ファミリーシップ対象者 鷺沼 栄 鷺沼 花 袖ヶ浦大

問い合わせ及び本証を拾得した場合 習志野市多様性社会推進課 【 047-411-8017 】まで

証明書の交付・宣言証の再交付・

変更・返還

1. 証明書の交付

証明書の発行を希望する場合は、習志野市パートナーシップ及びファミリーシップ宣言書受領証明書交付申請書（第3号様式）をご記入の上提出してください。

2. 宣言証の再交付

パートナー宣言証を紛失し、毀損し、または汚損したとき、再交付を申請する場合は習志野市パートナー宣言証再交付申請書（第5号様式）をご記入のうえ提出してください。

3. 宣言書記載事項内容の変更

宣言書の記載事項に変更があった場合は、習志野市パートナーシップ及びファミリーシップ宣言書記載事項変更届（第6号様式）に必要書類及びパートナー宣言証を添えて提出してください。

※いずれの場合も、書類の提出の際は本人確認書類（8 ページ参照）が必要です。詳しくは多様性社会推進課までご相談ください。

4. 宣言証の返還

次に該当する場合は、習志野市パートナーシップ及びファミリーシップ解消届（第8号様式）にパートナー宣言証を添えて提出してください。

（1）パートナーのお一人またはお二人がパートナーシップ及びファミリーシップを解消する旨の意思表示をしたとき。

（2）パートナーのお一人が死亡したとき。

（3）市外に転出したとき。

※習志野市と連携協定を締結している自治体へ転出し、制度の継続を希望される場合を除きます。詳細は14 ページをご参照ください。

（4）住民基本台帳に記載の住所がパートナーと別になったとき

（5）配偶者を有したとき

（6）宣言した人以外の人とパートナーシップ関係になったとき

また以下の場合もお手続きが必要となります。

★ファミリーシップ宣言をした子が成年に達したとき

★子の氏名を削除するとき

別途お手続きが必要となりますので、該当となる場合はご相談ください。

※パートナーシップ・ファミリーシップ宣言の無効

3ページ宣言をすることができる方の要件に該当しないことが判明した場合、提出された宣言書は無効となり、宣言者に対し、市はパートナー宣言証の返還を求めます。返還を求められた宣言者は速やかに市にパートナー宣言証を返還してください。

返還のない場合は、パートナー宣言証の交付番号を市ホームページで公表します。

都市間連携について

制度をご利用の方が転入・転出する場合の手続きの負担軽減を図るため「パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携」に関する協定を締結しました。この協定により、お手続きは転入先の自治体のみとなります。転出元の自治体でのお手続きは不要です。なお、この協定を締結している自治体（以下「協定締結都市」）については、市ホームページでご確認ください。

1. 習志野市から転出する場合

習志野市から協定締結都市へ転出する場合、パートナー宣言証の返還及び手続きは必要ありません。
転出先の自治体によって継続申告の手続きが異なりますので、各自治体のホームページ等をご確認ください。

2. 習志野市に転入する場合

継続申告の流れ

①事前に FAX またはちば電子申請サービスで日程を予約してください。

※5 ページ 2. 予約する をご参照ください。

※協定締結都市名を必ずご記入ください。

②調整した日時・場所に、必要書類をお持ちの上、お越しください。

※制度利用者のうちどちらかお一人でも手続きは可能ですが、本人確認書類等はお二人分お持ちください。

③内容に漏れや不備がないことを確認後、パートナー宣言証(第2号様式)を交付いたします。

即日交付はできません。

交付の準備が整いましたらご連絡いたします。

必要書類

※9ページ 届出に必要な書類をご参照ください。

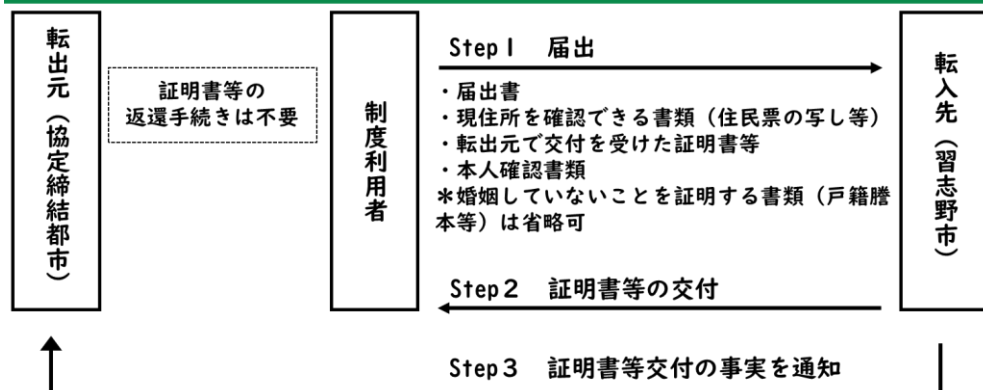
継続申告の方は②戸籍個人事項証明書等の書類は提出の必要はありません。

・パートナーシップ宣言継続届出書(様式第10号)

・転出元の自治体で交付された宣言証類似証明書

※その他、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

習志野市に転入する場合



3. 留意事項

- ・継続申告の手続きの予約をいただきましたら、本市より転出元の自治体に「協定締結都市から転入があったこと」を連絡します。
- ・継続申告の手続きが完了した後は、証明書の交付・宣言証の再交付・返還等については、習志野市パートナーシップ宣言の取扱いに則ります。

よくある質問

Q パートナーシップ・ファミリーシップ制度と婚姻制度はどう違うのですか？

A 婚姻は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利や義務が発生します。一方、習志野市が行うパートナーシップ・ファミリーシップ制度は、市が独自に実施するものであり、法的な権利や義務の発生を伴うものではありません。

Q 習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度とはどのような制度ですか？

A 誰もが大切なパートナーや家族と共に暮らすことのできるまちの実現に資することを目的としています。

具体的には、希望するお二人がパートナーシップ関係にあることを市に宣言し、市はこの宣言に対し、お二人が対象者の要件を満たしていることを確認の上、パートナー宣言証等を交付するものです。法的効力はありませんが、市としては、制度の導入により、多様な生き方が尊重されるまちづくりを具現化していきます。

Q 宣言を行えるのは同性同士のみですか？

A 互いを人生のパートナーとして尊重し、継続的に協力し合うパートナーシップ関係であるお二人であれば、どなたでも宣言可能です。宣言者の戸籍上の性別、性的指向や性自認は問いません。

Q 養子縁組していますが、宣言できますか？

A 宣言をしようとするパートナー同士が近親者となるため（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族及び養子縁組による親族関係）宣言できません。

Q 習志野市に住んでいなくても宣言できますか？

A 宣言をする3か月以内に習志野市に転入予定の方は、宣言することができます。

Q 同居していないと宣言できませんか？

A 本制度は大切なパートナーや家族と暮らしている実態を共同生活としてとらえていることから、同居が条件となります。

Q 宣言は、一人でもできるのですか？また代理で届出をすることはできますか？

A 本人確認と、お二人の意思を確認のうえ、宣言書に署名いただくので、お二人でお越してください。代理による申請もできません。

Q 宣言や交付の窓口はどこですか？

A 多様性社会推進課で行います。

Q 個室で手続き等を行うことはできますか？

A 個室でのお手続きは可能です。希望される場合は、予約時にその旨を多様性社会推進課までお知らせください。

Q 宣言にあたり、プライバシーは守られますか？

A 提出された書類や個人情報は一切公表いたしません。

パートナーと法的な関係を構築する方法として、公正役場で公正証書を作成する方法があります。
詳しくは最寄りの公正役場でご確認ください。

Q 宣言をするのに費用は発生しますか？

A 届出及びパートナー宣言証の交付に費用は発生しません。ただし、住民票の写し、戸籍謄本などの届出において必要となる書類の交付にかかる費用は自己負担となります。

Q 土日など、休みの日に届出することはできますか？

A パートナーシップ・ファミリーシップ制度の手続きに関しては、年末年始・祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとなります。

Q 通称名を使用できますか？

A 可能です。パートナー宣言証、証明書には通称名、戸籍上の氏名が併記されます。使用を希望される場合は、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類をご提示いただく必要があります。

Q パートナー宣言証の即日交付は可能ですか？

A 要件を満たしており、必要書類がそろっているかなどを審査するため、1週間程度お時間をいただいております。

Q パートナー宣言証は公的な本人確認書類として使えますか？

A 互いを人生のパートナーとし、家族として暮らしていくことを宣言したことを習志野市が証するものであり、公的な本人確認書としてご利用いただくことはできません。

Q 市外に転出する場合、パートナー宣言証を返還する必要はありますか？

A 解消届を提出するとともに、パートナー宣言証を返還してください。

※協定締結都市に転出する場合は 14 ページ 都市間連携について をご参照ください。

Q パートナーシップ・ファミリーシップを解消した場合、パートナーシップ宣言証を返還する必要はありますか？

A 解消届を提出するとともに、パートナー宣言証を返還してください。

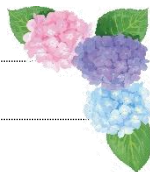
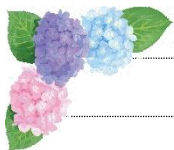
Q 宣言をすると戸籍や住民票の記載は変わりますか？

A 戸籍や住民票の記載は変わりません。

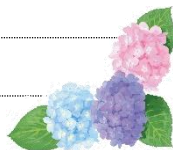
Q 都市間連携をしている自治体から習志野市へ転入する予定ですが、転入前でも手続きはできますか？

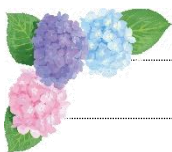
A 転入したことがわかる現住所を確認する書類（住民票の写し）を提出いただくため、転入後のお手続きとなります。

MEMO

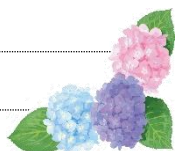


Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dotted lines.





Handwriting practice lines consisting of 12 horizontal dotted lines spanning the width of the page.



#(通称)大切な人を守る都市宣言

#習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度

 習志野市

習志野市パートナーシップ ファミリーシップ制度

習志野市では、誰もが大切なパートナー又は家族とともに暮らすこと
のできるまちの実現を目指し、
習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を6月から開始します。

【制度の概要】2人の者がパートナーシップ関係にあることを市に宣言し、市はこの宣言に対し、2人が対象者の要件を満たしていることを確認の上、パートナー宣言証を交付します。

また、パートナーシップ関係にある一方又は双方の18歳未満の子を含む関係を、ファミリーシップとして制度の対象とします。

【定義】パートナーシップ：同居し、共同生活において互いを人生のパートナーとし、家族として、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した二者の関係をいいます。

【定義】ファミリーシップ：パートナーシップにある者及び同居する未成年の子が家族として生活する関係をいいます。

- 【宣言を行うことができる者】・成年であること ・市内在住または市内への転入を予定していること
・同一の住所を有していることまたは同一の住所に転入を予定していること ・配偶者がいないこと
・当事者以外の者とパートナーシップ関係にないこと ・宣言をしようとする者同士が近親者でないこと
・ファミリーシップの宣言をしようとする者は、未成年の子と同意していること

【交付する書類】パートナー宣言証 宣言書受領証明書(希望する方)

本制度に法的効力はありませんが、習志野市は、制度の導入により、
多様な生き方が尊重されるまちづくりを具現化したいと考えています。

市民の皆様・事業所の皆様へ

パートナー宣言証の提示を受けられた際には
この取り組みの趣旨をご理解ください

広報課作成。立ち上げ時のため修正なしとします。↓

令和4年6月1日施行

習志野市男女共同参画センター
☎ 047-453-9307

習志野市パートナーシップ ファミリーシップ制度

誰もが大切なパートナーや家族と共に暮らすことのできる
まちの実現を目指し、令和4年6月1日から
パートナーシップ・ファミリーシップ制度を開始します。
この制度は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣言がされ
たことを受け、習志野市が「パートナー宣言証」を交付する
ものです。



【パートナーシップとは】

同居し、共同生活においてお互いを人生のパートナーとし、家族として対等な立場で、責任をもって協力すると約束したお二人の関係をいいます。

【ファミリーシップとは】

パートナーシップにあるお二人および同居する未成年の子（実子または養子）が家族として生活する関係をいいます。

問い合わせ先：習志野市 多様性社会推進課
電話：047-451-1151(代表)内線266 月～金(祝日除く)午前8時30分～午後5時

【本制度についてのお問い合わせ】

習志野市多様性社会推進課

習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話 047(451)1151 内線265・266

FAX 047(453)5578

E-mail tayousei@city.narashino.lg.jp

令和4年6月発行

令和6年4月改訂